

税関様式関係通達及び海上貨物通関情報処理システムを使用して行う
税関関連業務の取扱いについての一部改正について

関税法施行令第 58 条(輸出申告の手続)及び第 59 条(輸入申告の手続)の改正等に伴い、
税関様式関係通達及び海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱い
についての一部を下記のとおり改正し、平成 15 年 9 月 1 日から実施することとしたので、了
知の上、貴関職員及び関係者に周知されたい。

なお、改正前の税関様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用させることとして
差し支えない。

記

第 1 税関様式関係通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

1. 税関様式 C 第 5010 号を別紙 1 のように改める。
2. 税関様式 C 第 5020 号を別紙 2 のように改める。
3. 税関様式 C 第 5450 号を別紙 3 のように改める。

(記載要領及び留意事項の一部改正)

1. 輸出申告書(C - 5010) < 申告書上段の記載要領 > 中「蔵置場所」の項を削り、「輸出者
住所氏名印」の項の次に次の一項を加える。

「仕向人住所氏名」の項には、輸出される貨物に係る仕入書に荷受人等として記載さ
れている者等の外国における取引上の当事者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載す
る。

同申告書 < 申告書上段の記載要領 > 「仕向地」の項の次に次の一項を加える。

「蔵置場所」の項には、現に輸出貨物を蔵置している場所を記載する。

2. 輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)(C - 5020) 輸入(納
税)申告書の記載要領 < 申告書上段の記載要領 > 中「蔵置場所(都道府県名)」欄の項を削
り、「あて先」欄の項の次に次の一項を加える。

「仕出人住所氏名」の欄には、輸入される貨物に係る仕入書に荷送人等として記載さ
れている者等の外国における取引上の当事者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載す
る。

同申告書 < 申告書上段の記載要領 > 「船荷証券番号」欄の項の次に次の一項を加える。

「蔵置場所(都道府県名)」欄には、現に貨物を蔵置している場所(例えば保税蔵置場
の名称)及び当該蔵置場所が所在する都道府県名を記載する。ただし、当該蔵置場所が
他所蔵置場所、本船、はしけなどの保税地域以外の場所である場合には、「都道府県名」
欄には、本関が所在する都道府県名を記載する。

なお、本船扱い又はふ中扱いの場合には本船扱い又はふ中扱いを受けようとする場所

等（例えば、本船扱いにあつては接岸岸壁名、ふ中扱いにあつては、はしけだまりの名称及びはしけ名（2隻以上の場合には、「丸ほか 隻」）を記載する。

第2 海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成11年10月7日蔵関第801号）の一部を次のように改正する。

1. 第1章第3節3 - 6中「出力し、また」を「出力することができる。また、卸コンテナ情報登録が行われれば直ちに輸入許可となり」に改める。
2. 第1章第3節3 - 9中「送信すること」の次に「（以下この項において「積コンテナ情報登録」という。）」を加え、「出力し、また」を「出力することができる。また、積コンテナ情報登録が行われれば直ちに輸出許可となり」に改める。